

新 城 市 議 会

予 算 ・ 決 算 委 員 会

平成23年9月12日（月曜日）

予算・決算委員会

平成23年9月12日（月曜日） 午後2時00分 開会

本日の委員会に付した事件

- | | |
|-------------------|------------|
| 1 第102号議案 | 「質疑・討論・採決」 |
| 2 第103号議案～第105号議案 | 「質疑・討論・採決」 |

出席委員（16名）

| | | | | | | | |
|-----|------|-------|------|-------|------|------|--|
| 委員長 | 鈴木司郎 | 副委員長 | 滝川健司 | | | | |
| 委員 | 下江洋行 | 前崎みち子 | 横山行敬 | 山田たつや | 中西宏彰 | 鈴木眞澄 | |
| | 鈴木達雄 | 長田共永 | 加藤芳夫 | 中根正光 | 丸山隆弘 | 森 孝 | |
| | 菊地勝昭 | 夏目勝吾 | | | | | |

欠席委員 なし

説明のために出席した者

市長、副市長、教育長及び副課長職以上の関係職員

事務局出席者

議会事務局長 滝下一美 議事調査課長 西尾泰昭 書記 伊田成行 伊藤千加

開会 午後2時00分

○鈴木司郎委員長 ただいまから予算・決算委員会を開会します。

本日は、去る8日の本会議において本委員会に付託されました議案のうち、第102号議案 平成23年度新城市一般会計補正予算（第4号）から、第105号議案 平成23年度新城市新城市民病院事業会計補正予算（第1号）までの4議案を審査します。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑は、お手元に配付の質疑通告順序表に従って発言を許可します。

質疑者、答弁者とも予算審査の趣旨に沿って、簡潔明瞭にお願いをいたします。

なお、2問目以降の質疑は、答弁に疑義ある場合に質疑を行うものとして、新規の質疑は行わないようお願いをいたします。

第102号議案 平成23年度新城市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

初めに、歳入19款繰越金の質疑に入ります。

質疑者、横山行敬委員。

○横山行敬委員 それでは、一点、確認の意味で聞かせていただきたいと思えます。

歳入の19款1項1目、15ページになりますけれども、前年度繰越金の9億円の補正理由についてお願いをいたします。

○鈴木司郎委員長 老平財政課長。

○老平千昌財政課長 それでは、ご質疑いただきました繰越金についてお答えいたします。

繰越金は地方自治法233条の2の規定に基づきまして、翌年度の歳入に編入することとなっております。このため、今回、平成22年度歳入決算額から歳出決算額を差し引いた額、これを形式収支と申しますけれども、この中から翌年度へ繰り越す事業の繰越財源、それから本年度の当初予算に計上した額、それから6月補正で計上させていただいた額を差し引いた全額を今回計上しているところでございます。

今回の補正予算案は、議案説明でも申しましたように、市民生活の利便性の向上や安心安全に資する事業など市民サービスの維持、向上に寄与する事業を中心として、公共施設、道路等の改良、改修、災害復旧等、地区の要望を取り入れた内容でございます。前年度繰越金を早期に予算計上することによりまして、市民生活の身近なところに充てていくようにしたいということで補正させていただいたのでございます。

○鈴木司郎委員長 横山行敬委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

歳入19款繰越金の質疑を終了します。

次に、歳入20款諸収入の質疑に入ります。

質疑者、下江洋行委員。

○下江洋行委員 歳入20款4項3目雑入、自治総合センターコミュニティ助成金、1地区不採択の要因についてお伺いします。

○鈴木司郎委員長 竹下企画課長。

○竹下喜英企画課長 新城市として2地区の補助申請を行いました。政府による自治総合センターの市町村振興事業に対する助成事業が事業仕分けされて、事業枠の削減が行われました。結果といたしまして、自治総合センターでの査定を受け、1地区の補助が認められなかったものでございます。

○鈴木司郎委員長 下江洋行委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

歳入20款諸収入の質疑を終了します。

次に、歳出2款総務費の質疑に入ります。

最初の質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、2款1項2目電

子計算費、庁内LAN管理事業、17ページですけれども、増額補正の要因はということでお伺いしております。当初予算と比べかなり大幅な増額ですけど、その辺の要因をお願いいたします。

○鈴木司郎委員長 荻野情報システム課長。

○荻野計吉情報システム課長 それでは、増減の要因につきましてご説明させていただきます。

増額の要因につきましては、資産管理サーバの導入委託、そしてパソコン機器の更新を行うものでございます。資産管理サーバの導入委託につきましては、あいち電子自治体推進協議会の共同セキュリティ監査というものがございまして、この監査でサーバ及びネットワーク機器に対する脆弱性が指摘されたことに伴いまして、ウイルス感染、また情報漏えいの防止など、セキュリティを高めるためにシステムの強化を図る必要があることから、増額補正をお願いするものでございます。また、パソコン機器の更新につきましては、経年劣化などによりまして不具合が生じておりますので、機器更新の増額をお願いするものでございます。

○鈴木司郎委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 監査により脆弱性を指摘されたということですけども、今までのシステム、サーバ含めてソフトに支障はなかった、問題の発生は過去にはなかったのか、それがどのような形で強化されたのかということと、年度途中でこういう状況になるということは、想定外ということよろしいでしょうか。

○鈴木司郎委員長 荻野情報システム課長。

○荻野計吉情報システム課長 これまでにつきましては、それぞれ監査報告等をいただきまして、これは共同自治体の監査報告でございますけれども、これをいただきまして、市の中でセキュリティのガイドラインの徹底、また講習会等を実施して今まで特に問題なく来

れたものでございます。

また、もう1点のこの補正の時期でございますけれども、先ほどちょっと申し上げましたけれども、この県の共同セキュリティ監査、これが昨年の11月にございました。その結果の中でその改善策、また経費等の算出に時間を要したことから当初予算に見込むことができず、今回の補正をお願いをするものでございます。

○鈴木司郎委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 それでは、次に行きます。

2款1項7目の財産管理費、普通財産管理事業、17ページですけども、各施設の解体撤去後の利活用計画についてお伺いしたいと思います。

○鈴木司郎委員長 老平財政課長。

○老平千昌財政課長 今回、解体しようとしている物件はいずれも老朽化しておりまして、事故発生等がないうちに撤去を行おうとするものでございます。作手地区の市有住宅用地は、学校用地として編入をします。また、旧医師住宅につきましては、作手の中央老人憩の家の敷地として整理いたします。その他の4カ所につきましては、売却、または公共事業に伴う代替地としていくことを検討しております。

○鈴木司郎委員長 滝川健司委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、横山行敬委員。

○横山行敬委員 それでは、歳出の2款1項11目、17ページになりますが、地域活性化推進事業、活動支援用映像機器の、細かいところなんです、使用範囲といいたいまいしょうか、その辺の詳細を教えてくださいたいと思っております、よろしく申し上げます。

○鈴木司郎委員長 竹下企画課長。

○竹下喜英企画課長 今回、補正いたします映像機器の使用範囲につきましては、行政区、子ども会などの地域コミュニティ組織の活動や市内で活動する市民活動団体、ボランティ

ア団体が主催する地域づくり活動及び公益活動の事業を行う場合に貸し出しを行いまして、地域づくり活動の支援を行っていきたくと考えております。

○鈴木司郎委員長 横山委員。

○横山行敬委員 最初に説明をしていただいたときに、地域づくり活動、公益活動ということでお聞きしておったと思うんですけども、この地域づくり活動の中身というのでしょうか、例えば映像機器を使うということであれば、すっと思いつきますのが何かの説明会ですとか、もしくはその映像を見るような、例えば映画会と言ったら語弊があるかもしれませんが、そういったそのものを使っての活動、もしこれを民間活動の方が聞いて使おうと思ったときにどこまで使えるのかなと、ちょっと迷われるところがあるのではないかなと思うんですけども、もう少し説明していただくとありがたいのですが。

○鈴木司郎委員長 竹下企画課長。

○竹下喜英企画課長 今回、補正予算をお願いしていますのは、プロジェクターと操作パソコン、映写用のスクリーンなどでございます。これは基本的には、コミュニティ活動においてさまざまな活動があります。そうしたときに説明会とかいろんなものを、映像、写真などを見たりするときに活用できるかなと考えております。

○鈴木司郎委員長 横山委員。

○横山行敬委員 きっと必要とされる方もおられるのではないかなと思うんですけど、このいわゆる申し込みですとか、その周知については今後どうされていくのか、もしあればお願いします。

○鈴木司郎委員長 竹下企画課長。

○竹下喜英企画課長 今年3月に購入いたしましたビデオカメラ等の貸し出しもしております。それとあわせまして、今後購入が決定されましたら、また市民に広報やパソコンのホームページ等でご紹介させていただきたい

と考えております。

○鈴木司郎委員長 横山行敬委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

歳出2款総務費の質疑を終了します。

次に、歳出3款民生費の質疑に入ります。

質疑者、前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 歳出3款3項1目児童福祉総務費、児童虐待防止対策緊急強化事業、19ページ、本事業で期待される効果、成果はどのように考えてみえますか。

○鈴木司郎委員長 請井児童課長。

○請井洋一児童課長 事業の効果、成果につきまして、児童虐待に関する講演会や冊子配布により、意識啓発、広報啓発を行い、子どもの泣き声や悲鳴などに注意していただくなど、地域全体で子どもを見守ることにより児童虐待の防止と早期対応が期待されます。また、専門知識、経験を有するアドバイザーの指導による人材育成と児童の安全確認のための備品整備を図ることで、児童虐待への実務的な対応が向上するものと考えております。

○鈴木司郎委員長 前崎委員。

○前崎みち子委員 今、リーフレット、啓発活動、この前、説明いただいたところに2万部を配布するというところで、今もそれによって啓発活動を行うということでしたけれども、この2万部という数が大変多いような気がするんですが、どういうところで配る予定でしょうか。

○鈴木司郎委員長 請井児童課長。

○請井洋一児童課長 冊子の配布の部数でございますが、全世帯に配布を予定しております。そのほか、児童課や保健センターなど庁舎内の関係各課、また児童館や子育て支援センターなど関係施設にも配備をしていきたいと考えております。また、講演会や研修資料

としても別途使用したいと考えております。

○鈴木司郎委員長 前崎委員。

○前崎みち子委員 今、さまざまなお配りになるということですが、ぜひ子育てに関しては市民活動もさまざまに行われていますので、公的な場所だけでなく、さまざまなお手渡ししながらの啓発活動なども考えていただけたらと思いますがいかがでしょうか。

○鈴木司郎委員長 請井児童課長。

○請井洋一児童課長 今、お話をいただいたとおり啓発という目的がございますので、ご協力いただけるところがございましたら、また改めてお願いしていきたいと考えております。

○鈴木司郎委員長 前崎みち子委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

歳出3款民生費の質疑を終了します。

次に、歳出4款衛生費の質疑に入ります。

最初の質疑者、長田共永委員。

○長田共永委員 それでは、102号議案 平成23年度新城市一般会計補正予算（第4号）、4款1項12目特別会計繰出金、新城市市民病院事業会計出資金、23ページでございます。

本出資金は、昨年度委員会議事録を読みますと、起債の償還の関係で病院規模に比べて負担金が大きいため、経営が安定するまでの出資ということですが、その判断基準というのはどういったものでしょうか。

○鈴木司郎委員長 老平財政課長。

○老平千昌財政課長 ご質疑いただきました新城市市民病院事業会計出資金につきましては、新城・奥三河の重要な医療拠点であります市民病院の経営基盤を強化するため、議員ご指摘のとおり昨年度から出資を始めたところでございます。

昨年、今年の議案説明会でもご説明しましたように、市民病院事業会計への一般会計負担金は、平成20年度まで総務省が定める繰出し基準に満たないものでございました。そのため、一般会計繰出しの下回っていた部分につきまして、市民病院事業会計の内部留保資金で賄ってきたところでございます。市民病院における内部留保資金の減少は、病院施設の更新や新規導入、それから病棟など施設の環境整備を困難にするものでありますので、資本的収支に出資することによって、市民が適切な医療サービスを受けることができる環境整備に取り組めるように措置するものでございます。

具体的には、市民病院会計の収益的収支が黒字から赤字に転換したのが平成14年度でございましたけれども、そこから改革プランの策定する前までの平成19年度までの6年間で、資本的収支に対する一般会計負担が約9億8,600万円、基準より下回っていた状態でございます。この下回っていた部分を限度として出資を想定しておりますが、市民病院の資本整備は収益的収支が大きく作用しておりますので、その状態を見ながら、また一般会計の財政状況の問題もございまして、その状況を勘案しながら出資を検討してまいりたいと思っております。

○鈴木司郎委員長 長田共永委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、下江洋行委員。

○下江洋行委員 歳出4款2項3目クリーンセンター費、施設管理等委託料ですが、増額補正の要因についてお伺いします。

○鈴木司郎委員長 松下生活衛生課長。

○松下誠生活衛生課長 それでは、お答えいたします。

今回の補正は、施設管理等委託料のうち、焼却施設点検整備にかかるものを修繕委託経費として増額をさせていただくものであります。

当施設においては、クリーンセンター運転管理業務委託料によりまして、焼却運転業務、そして定期的な施設内点検管理業務を行っております。この委託によりまして、運転業務や施設内設備の管理、そして今年度は5月から7月まで焼却炉、これが2炉ございますけれども、これを交互休炉というか、交互にとめまして点検を実施しましたところ、焼却施設に10の設備があるわけですが、そのうちの四つの設備で8カ所の装備、それから機器類に不具合が生じておりまして、修繕、交換等が必要であることが判明いたしました。

このことを踏まえまして、今回、当初予算化させていただいております経費に増額をさせていただきまして、点検委託業務による補修整備を行うものであります。補正計上しました修繕箇所、具体的にはガス冷却設備で5カ所、それから燃焼設備、灰出し設備、そして計装制御設備という設備であります、それぞれ1カ所、合わせまして8カ所になりますけれども補修整備をお願いするものであります。

○鈴木司郎委員長 下江洋行委員の質疑が終わりました。

3番目の質疑者、丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 同じく、エコガバナンス推進事業、21ページに入ります。

2点ございます。環境審査員研修のための旅費と負担金の内容をお伺いします。

2点目であります。このことによりまして、どのような市民自治社会の推進が図られるのでしょうか。お尋ねします。

○鈴木司郎委員長 浅賀環境課長。

○浅賀邦久環境課長 それでは、環境審査員研修に要する旅費、負担金については、この4月の人事異動によりまして減員となりました環境審査員の補充を行うために、職員1名分の研修にかかる旅費及び負担金であります。

研修の具体的な内容につきましては、日本環境認証機構の主催する研修で、大阪会場で

行われるISO14001の環境審査員研修5日間のコースです。こちらの宿泊費を含む往復の旅費6万6千円及び研修負担金22万7千円の補正をお願いするものであります。この研修の内容でございますが、環境マネジメントシステムの規格や動向、それから環境側面と影響評価手法、環境関連法、環境科学・環境技術等の必要な知識及び事例演習等によるノウハウの習得にあります。

それから、どのように市民自治社会の推進が図られるかということですが、持続可能な市民自治社会推進事業の推進にあつては、四つの事業で展開をしております。その一つにエコガバナンス推進事業があり、その中で今回の環境マネジメントシステムに関する職員の人材育成を行っております。

この地域の企業とともに地域の持続可能性を高め、企業とのコミュニケーションを図るため、ISO14001の認証取得事業所等連絡会議を年4回開催しておりますが、この中で環境関係法令・条例等の改正の状況ですとか、国の環境に係る動向等の情報提供、企業間及び企業と市との間の意見交換の場として活用しております。

この研修は、このコミュニケーションのベースとなるものであります。また、他の自治体の環境マネジメントシステムの監査等を通じて、人材交流等のツールとして活用してまいります。

また、しんしろエコガバナンス宣言以降の環境マネジメント、総合計画の環境に配慮した実施計画ですとか、環境の視点を取り入れた予算の検討、現在策定中であります地球温暖化対策実行計画（区域施策編）及び環境基本計画の実施計画でありますアジェンダ21などの計画の策定・実施に当たっての基礎知識となる研修であります。職員を育成することによりまして環境に軸足を置いた市民自治社会の推進を図ってまいります。

○鈴木司郎委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 了解しました。

数年前でしたか、ちょうど私が担当の委員会の中でお尋ねをしたことがございまして、環境審査員というのはどういうものかということをお教えいただきました。そのときには理解できたわけでありましてけれども、今現在、この資格を有する方というのはおみえになるのでしょうか。また、その資格を有する方が引き続き、再度、レベルアップという言い方はいけませんけれども、向上するための研修にかかる費用も含まれておられるわけでしょうか。

○鈴木司郎委員長 浅賀環境課長。

○浅賀邦久環境課長 現在、環境課で資格を持っておるのが2名おります。異動してほかの部署に変わった者も2名おります。計、今4名の更新をしております。

それから更新等に係るものにつきましては、年1回、更新等の費用等を当初予算で計上させていただいて、研修等、必要な講習等を受けて更新をしております。

○鈴木司郎委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 了解しました。

4名おみえになるということでありましてけれども、特に年齢的にはどうなんでしょうか、その資格を持ってみえる方は。一般的に若い方ですと、先ほどの1問目のお答えの中にもありましたけれども、市内の民間企業も含めていろいろ環境マネジメントに関するノウハウ、また連絡調整をしたり指導を行ったりとか、そういうようなこともやられる役割もどうもあるようでありましてけれども、余り若い職員の方ですと、その辺の企業的なマネジメント、深く突っ込めば経営的なものもしっかり把握していかないと大変かなとも思いますし、その辺について確認をとりたいんです。

それからもう1個、職員の方が4名いらっしゃるということですが、退職された後、また有効にその資格というのは生かせるのかどうか、ここも確認したいです。

○鈴木司郎委員長 浅賀環境課長。

○浅賀邦久環境課長 この資格を持っておる職員につきましても、年齢につきましてもは35から50歳、このあたりの中堅の職員でございます。

退職後におきましてもは、更新にかかる費用等もございまして、市民として環境活動、こういったものに役立つものと思っております。

○鈴木司郎委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 せっかくこういう予算が計上されておりますので、フルに、有効に活用していただくのが大変お願いしたいところでありまして、一般市民の方もこういう公の立場で環境審査員という立場の資格を取れるような、そんな機会というのは行政と一緒に協働の中でとらえていけないだろうかという素朴な疑問なんですけれども、有資格の行為を行政職員と一緒にできるようなことはできるのかなと、そんなことを聞きたいんですけれども。

○鈴木司郎委員長 浅賀環境課長。

○浅賀邦久環境課長 この環境審査員研修ですが、自治体の職員も取っております。多くは、研修にみえてる方は企業の方が多く聞いております。一般市民においてもこの研修等を、一般でも受講資格等の取得はできますが、費用面等、若干かかります。そういったことで、現時点では一般市民の方に行っていないかというようなことは考えておりませんので、よろしくお願いたします。

○鈴木司郎委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 一般の市民の皆さんは、確かに企業に所属されている方々は、環境審査員的な資格を研修の中で取っていくのはいいと思うんです。ただ、一市民としてこのエコガバナンス事業に対して、いかにこの新都市の環境改善に向けて構築していくかということを見ると、一市民の方も任命するような形で環境審査に当たっていただくと、そんな方向性というのがもしとっていただければ、この新都市の環境事業に対しては、ますます

協働の精神として光っていくんじゃないかなと思うんですが、それも含めてこの補正予算の中には含まれてないと思うんですけども、職員の手当だということではありますが、方向性としては考えていらっしゃるのでしょうか。

○鈴木司郎委員長 清水環境部長。

○清水良文環境部長 政策的なことをございますので、私から答えさせていただきます。

今年から総合計画に環境の視点というものを入れさせていただきました。今後、環境というのが一つの軸に、新城市の環境行政というのはこの総合計画の軸になると思っています。ですので、その中でもP D C Aというサイクルを持った総合計画になっておりますので、そういったこともあわせて市民の方をどう取り込んでいくかということは少し考えさせていただきたいと思っておりますので、この辺をどういうふうに関後持つていくかにつきましては、内部で検討させていただきたいと思っております。

○鈴木司郎委員長 丸山隆弘委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。
ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

歳出4款衛生費の質疑を終了します。

次に、歳出6款農林水産業費の質疑に入ります。

最初の質疑者、前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 6款1項4目の農業振興施設費、米粉パン製造機購入費補助金、25ページ、今後の職人雇用と事業計画予定は考えてみえますか。

○鈴木司郎委員長 中川作手地域整備課長。

○中川雅仁作手地域整備課長 今後の職人の雇用につきましては、現在、有限会社つくで手作り村により、ハローワークを通じまして求人募集や、手作り村の各施設に職員募集の公告を掲示することによりまして募集を行っ

ております。また、これらの応募状況をみまして、今後、新聞の折り込みチラシによる募集も検討してまいりたいと考えております。

それから、今後の事業計画につきましては、新規雇用職員の研修等を実施しまして、パン製造の体制が整った段階で、改めて予算措置をしてまいりたいと考えておりますので、有限会社つくで手作り村には、所期の目的達成に向け早急に体制づくりをしていただくよう求めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○鈴木司郎委員長 前崎委員。

○前崎みち子委員 一つお聞きしたいのは、この米粉パンの製造の機械を買うという計画を立てたときに、今やめられてしまった方というのは、この方針を立てて予算を計上する前にきちんと話し合いが行われたのか、それともこの米粉パンの製造とは関係がない中での退職だったのか。事業計画の中で、退職された方がどういうことで退職をされたのかというのがわからないので教えていただきたいと思っております。

○鈴木司郎委員長 中川作手地域整備課長。

○中川雅仁作手地域整備課長 やめられた方につきましては、前年度からこの米粉パンの製造をしていくということで研修等を行っていただきまして、今年に入りまして自己都合でやめられたいということで、会社でもお引きとめしたんですが、どうしてもやめられるということで、このような事態になっております。

○鈴木司郎委員長 前崎委員。

○前崎みち子委員 ということは、このやめられた方というのは、この米粉パンをつくっていくという事業に深くかかわっていたというか、実際意欲的に取り組んでいたんだけどやめられてしまったということなんですが、そのことにつきまして、米粉パンというのは、一つのつくで手作り村のこれからの大きな期待感もあるわけですが、そのときにやめられ

るという話で米粉パンの機械を買うということをあきらめるといふか、前に米粉パンをつくるという職員を募集するといふか、そういうことにつまましての努力をされたんだけど、どうしてもそれが見つからずにやめたところであっていいでしょうか。

○鈴木司郎委員長 中川作手地域整備課長。

○中川雅仁作手地域整備課長 やめられた方は、この4月ごろにやめられたといふ意向を言われたといふことで、5月からは一応ハローワークにもお願いして探しておったわけですが、それとこうして引き続き米粉パンの製造にかかわっていただくよといふことをお願いしていたわけですが、現実的にはやめられてしまったといふことでございます。

○鈴木司郎委員長 前崎みち子委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 102号議案 平成23年度新城市一般会計補正予算（第4号）、歳出6款3項2目森林資源調査・研究事業、27ページ、2点お伺いします。

1点目、調査内容と期待できる成果は。

2点目、23年度への展開は、お願いします。

○鈴木司郎委員長 鈴木森林課長。

○鈴木富士男森林課長 それでは、まず一点目、調査内容と期待できる成果はでございますが、まず森林資源調査・研究事業につまましては、今まで主に森林資源への認識向上を図るといふことで、森林学習会を開催しておりましたが、来年度から森林・林業再生プランが具体的に実施され、森林林業の情勢が大きく変わってまいります。そのようなことから、森林資源の利活用にかかわる事業化について、今年度中に先進地の視察やセミナーに積極的に参加いたしまして、各種の優良事例をできる限り吸収したいと考えているところでございます。

先進地の視察におきましては、森林の保全から森林資源の活用まで一貫した施策を行っ

ておる地域を選定しまして、森林と共生し、森を生かして地域を生かすための具体的な施策を参考にしたいと考えております。

また、調査のほかには森林林業を取り巻く社会情勢や経済動向を的確に把握するために、林野庁、それから森林総合研究所、各シンクタンクなどが開催いたします森林、林業にかかわる研修会やセミナーに参加する計画もしております。

2点目の23年度への展開でございますが、先ほども申し上げましたよに、本年度中にできるだけ多くの情報収集に努めまして、全国的な森林林業の情勢や各種事例を把握しておきまして、平成24年度実践に向けた準備を行う中で、有効であるものにつまましてはそれを取り入れ、反映させていただきたいと考えておるものでございます。

○鈴木司郎委員長 鈴木委員。

○鈴木眞澄委員 すばらしい研修、また研究で実証のところへお出かけいただけるといふことで、本当に一面感激している部分があります。一職員の方からの、これは提案といふのをお聞きをしておりますけれども、せっかく行っているんな研究を見ていただいて来るものですから、できればビデオを撮っていただいて、スライドで記録したことの報告会とか、資料を森林課の窓口にご置くとか、そういう点についてのお考えはどうでしょうか。

○鈴木司郎委員長 鈴木森林課長。

○鈴木富士男森林課長 調査をどのような形で公開していくかと、どのように上げていくかといふことでありますが、調査の効果を上げるために必要なことであると思っておりますので、担当者からの事情聴取であるとか、資料の入手であるだけではなくて、議員さんご指摘のとおり、できましたら参考となる現場の状況を映像で残してまいりたいと思っております。また、報告会等につまましては、関係者等に報告する機会等を設けてまいりたいと考えております。

○鈴木司郎委員長 鈴木眞澄委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

歳出6款農林水産業費の質疑を終了します。

次に、歳出8款土木費の質疑に入ります。

最初の質疑者、長田共永委員。

○長田共永委員 それでは、8款4項1目でございます。都市計画総務費、都市計画基礎調査事業、31ページ、本基礎調査業務の目的と内容、そして増額要因は何でしょうか。

○鈴木司郎委員長 松本都市計画課長。

○松本博也都市計画課長 この都市計画基礎調査は、都市計画法第6条第1項に規定されております調査で、都市計画区域内における人口や土地利用の状況を定期的に把握することで、都市計画における基礎的なデータとして活用することを目的としております。おおむね5年ごとに、国土交通省令で定められた項目について調査を実施するものです。5年間の調査内容につきましては、愛知県都市計画基礎調査要綱に定められておりまして、愛知県と市町村がそれぞれ項目ごとに分担して実施をいたします。

本年度はこの調査の1年目に当たるため、年度当初においては調査項目が確定しておりませんでした。このほど愛知県から新たな要綱が示され、県内市町村が同一の調査に入りますが、不足額が生じたので補正をお願いするものです。

内容につきましては、都市計画区域内において調査区を設定し、ゾーンごとの面積や用途地域の状況を把握するとともに、ゾーン別の人口密度、世帯数の調査などを行います。

○鈴木司郎委員長 長田共永委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 8款2項3目その他市道の

調査測量設計委託料、29ページについてであります。

柿平宮前線の調査状況、また今後の方向性についてお尋ねします。

○鈴木司郎委員長 荻野土木課長。

○荻野喜嗣男土木課長 柿平宮前線の課題につきましては、飯田線をまたぐ古い跨線橋があることとあります。昨年度、道路概略設計業務を委託いたしまして、その跨線橋の工法の道路条件や交差構造条件を現況施設の跨線道路橋、新設道路、跨線歩道橋の併設、地下越えのアンダーパスの3工法としまして、利便性、経済性、構造的性、施行性、鉄道に対する安全性、維持管理について比較検討いたしまして、工法の方向性を検討しております。

この跨線橋は、架橋後80年余りを経過したコンクリート床板橋でありまして、現在の道路構造令や道路橋示方書の基準を満たしておらず、床板部の架替えは必要であるとされておりますが、橋台についても橋台としての強度の有無、用途を変えたときの擁壁としての強度の有無等を調査し、その結果によって事業化に向けて方向性を検討する必要があるとされております。これによりまして、橋台を含めた橋りょうそのものを改築するのか、床板部のみの架替えでいいのか等、工法の検討や改築費用がどのくらいかかるのかというようなことの詳細な検討が必要になりまして、今回の補正をお願いするものであります。

いずれにいたしましても、地域住民の生活道路の確保、通行の安全性、コミュニティ活動の場の維持確保、鉄道の安全運航の確保等々について、地元及びJRと協議調整しつつ、線形、工法等を早急に決定し事業化に向け調整していきたいと考えております。

○鈴木司郎委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 細かいことで大変恐縮ですが、昨年、委員会の中でも質疑させていただいた経緯がありますけれども、現況のJRの真上を通過している道路については、

J Rとの今までの協議の中で、これはちょっと不可能であろうというようなコメントも確かされたような記憶にあるんですけども、よってルートを変更して違うルートで調査していこうと、こういうお話も確かあったと思うんです。今お聞きしましたら、J Rをまたぐことも含めて、再度また調査をし直しをされるというように理解をしてしまったんですけども、それで間違いないですかね。

○鈴木司郎委員長 荻野土木課長。

○荻野喜嗣男土木課長 今回の調査費は、跨線橋に今ある橋台について、その橋台が橋りょう部、床板部分だけを取ったときに、自立してもってるかどうか、また今の構造上、その橋台部分が2層になっております。台形を二つ重ねたような形になって橋台ができております。その橋台の上と下の形がくっついていっているかどうか、一体構造されているかどうかというのを調査して、それで自立の方法を見出すという調査でございます。要するにボーリングですね。縦横のボーリング、縦横というとおかしいですけど、縦に2カ所のボーリング、それからコアと言いまして、今度平面から後ろに向けてコアを抜いて、そのコンクリートの圧縮強度を調べるという試験でございます。

○鈴木司郎委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 わかりました。

何か二重三重の手間みたいな形かと私としては思うんですけども、やはりJ Rに係る工事というのは、非常に多分注文が多いと思うんです。J R側のほうから注文が多くて、それに従うような調査測量をしなければならない事態がこの間起きておったのかなとも想定するんですけども。

先ほど言いましたように、試験的に今その橋台そのものがもつかどうか、またコアを抜いて土質も含めて地盤が安定しているのかどうかというようなことだと思うんですけども、それを確認しなければならないような予

算立てをしなければならない。

逆に、昨年答弁の中でもいただいておりますけれども、方針として、別ルートの方針がございました。その別ルートの本線をこのように遂行させていく、そんな方法もあるんじゃないかなと、その辺の費用対効果というんですか、その辺も加味した中で進めておられるのかどうか、この点についてはもう一回確認します。

○鈴木司郎委員長 荻野土木課長。

○荻野喜嗣男土木課長 この調査は、今委員のおっしゃるように、あくまでも橋りょうを落としてしまったんでは今の生活ができませんので、当然橋りょうはかけたまま別のところへ橋りょうを付けるという形になるかと思えます。その場合も線路の向こう側へ大型重機を渡さなければなりません。今のままの床板ですと当然大型重機も向こうへ行けませんので、工事ができないという状況になります。ですから、そうするには仮設道路が必要ですよという話になります。じゃあ仮設道路をつくるのであれば、その道路を本設にして歩道部分だけをつくれればいいんじゃないかというような話になってきています。先ほども二つ目で言いましたけども、新設道路と跨線歩道橋の併設というような形になります。現在は土木課としては、この方法をとりたいということしております。これは前年度の先ほど言いました経済性の中でも、比較的これが経済的にはいいんじゃないかというようなことで出ております。

ですから、この方法をとっていく上で、今の調査、先ほど言いました床板部分を取ってしまったときに橋台だけで自立しているかどうか、別なところに橋台かけるものですから、今の現在の橋台は残ってしまいます。ですから、残してもいいのか、それ自体を撤去しなければならないのかということも、この調査でしていかないと総体の事業費というのが出ないという形になっておりますので、よろし

くお願いいたします。

○鈴木司郎委員長 丸山隆弘委員の質疑が終わりました。

3番目の質疑者、横山行敬委員。

○横山行敬委員 それでは、歳出の8款4項2目、31ページになりますけども、都市公園管理費のトイレ戸の破損の原因及び治安への影響といたしましうか、その辺を教えてくださいましたらと思います。

○鈴木司郎委員長 松本都市計画課長。

○松本博也都市計画課長 破損しましたトイレ戸は、市場台南公園内にあります多目的トイレのものです。この多目的トイレの扉は、中央で二つに折れる形式になっておりまして、破損の状況から判断しますと、大きな力を加えて故意に壊したものと思われま。

治安への影響ですが、扉の破損状況を見ますと、刃物などの凶器を使った形跡がないこと、また公園内における他の施設に被害がなかったこと、その後も同公園で被害が発生していないことなどから、治安に影響を及ぼす状況ではないと考えております。

○鈴木司郎委員長 横山委員。

○横山行敬委員 公園のことにつきましては、特にそれを使っている子どもさんが一番関心というか、意識をしておられるわけで、かなりそういったところから声が聞こえたことがあったんです。ただ、この件ではないんですけども、こういったトイレ戸の破損、特に故意に何か人の手によって壊されたりとか、そういったものの確認、チェックといったものがどういうふうに行われているのか、もし、この機に教えていただければ。

○鈴木司郎委員長 松本都市計画課長。

○松本博也都市計画課長 当該トイレにつきましては、定期的に管理をお願いしている方がいらっしやいまして、定期的にトイレを見回っていただいている、直ちに報告がなされたものでございまして、周辺にも住宅が相当ありますし、今のところは治安に影響はない

と判断しております。

○鈴木司郎委員長 横山委員、次の住宅管理費の質疑に入ってください。

○横山行敬委員 続いて、歳出の8款5項1目、住宅管理費、33ページになります。

住宅の修繕ということですが、その内容について教えていただければ。

○鈴木司郎委員長 松本都市計画課長。

○松本博也都市計画課長 市営住宅の修繕の内容につきましては、大きく分けまして退去によるもの、それから経年劣化によるものがございます。

退去に伴う修繕は、市営住宅入居者の退去に伴って内壁の塗りかえといった、新たな入居者が入居する前に市が行う修繕です。本年度は退去の件数が増加しておりまして、8月までに既に昨年の件数に達しております。このため、実績をもとに年度内に想定される修繕料について計上したものです。

もう一つは、施設の経年劣化によって発生するもので、付帯施設や給排水施設などの修繕が主なものです。例えば、ふろがまの型式が古くなったことによりまして部品の取りかえがきかない、それでかま全体を取りかえるケース、それから洗面所の排水に支障が起るといった水回り関連の修繕が多くなっております。こうした修繕は、入居者の生活に直ちに不便を強いるということになりますので、できるだけ早期に対応したいということから補正予算をお願いしたものです。

○鈴木司郎委員長 横山委員。

○横山行敬委員 ご説明いただきまして、内部のことですか、水道管のことということなんですけれども、特に住宅が実際に自分の近くにあるということもあって、建物があって庭があってということで、草が生えているというような状況も見受けられるわけなんですけども、特に退去される方が多いと、その住民ではなくして隣に住んでいる人に草が侵入してきたりだとかして、だれかが管理をし

なければならぬといったような話を耳にしたことが何度かあるんですけども、屋外につきましては何か考えてみえるというか、どういふふうにされているのかも教えていただければ。

○鈴木司郎委員長 松本都市計画課長。

○松本博也都市計画課長 屋外といいますと、外壁とか屋根とかいった大きな部分では、計画的に防水の工事を進めておるところですが、退去してそのまま入居されてないような住宅の場合には、基本的にそこは都市計画課で管理をしているという状況です。

○鈴木司郎委員長 横山委員。

○横山行敬委員 当然、夏場になれば草も生えるということで、非常にすぐに伸びてしまうということは当然あるかと思うんですけど、その辺の管理というか、要するにさっきのトイレ戸ではないんですけども、どういった頻度でそれを見てもらえるのか、もしあれば教えていただきたい。

○鈴木司郎委員長 松本都市計画課長。

○松本博也都市計画課長 年に何回というのはちょっと記憶にはありませんけれども、良好な状態が保てるように管理はしておるつもりなんですけど、もし目に余るようなところがありましたらご連絡いただければ対応したいと思います。

それから公園なんですけれども、公園については遊具等がたくさんございまして、それについては定期的に腐食ですとか危険がないように管理を進めております。

○鈴木司郎委員長 横山委員。

○横山行敬委員 済みません、確認だけなんですけど、その申し出があればということをおっしゃってましたけれど、実際にはそこに住んでみえる方が一番承知してみえると思うんですけど、実際、今度の新築のこともあって多分出入りしてみえるかと思うんですけども、住民へのそういったケース・バイ・ケースで申し出をしてくださいとかいうような連

絡等はされているのか。もしされていないのであれば、今後そういうことをされるのか、お願いします。

○鈴木司郎委員長 松本都市計画課長。

○松本博也都市計画課長 今、市内の市営住宅の場合はほとんどが満室状態でして、待ち状態になっております。芳ヶ入住宅につきましては、建てかえという計画がございますので相当数あいていることは確かですが、管理については我々で適切にやっているつもりなんですけれども、住まわれている方自身が好意でやっていただいているケースも相当あるかと思えます。そういったことで、市にご一報くださいというような投げかけは今のところしておりません。

○鈴木司郎委員長 横山行敬委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

歳出8款土木費の質疑を終了します。

次に、歳出9款消防費の質疑に入ります。

最初の質疑者、鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 9款1項3目災害対策費、防災資機材等整備事業であります。

避難所施設用備蓄品の数量算定基準と配置計画を伺います。

○鈴木司郎委員長 大原防災対策課長。

○大原宗鑑防災対策課長 今回の配備計画は、市の指定避難所のうち孤立の可能性などで、災害時に物資の輸送に困難が予想される地域を想定し、鳳来地区で鳳来西小学校、海老小学校、連谷小学校、山吉田小学校、黄柳野小学校、鳳来東小学校、作手地区で菅守小学校、協和小学校の合計8カ所を選定いたしました。

備蓄品につきましては、当面の事態を乗り切っていただくため、何も手を加えないで食べることのできる食料、飲料水、また寒冷時に体温低下を防ぐための緊急用のシートを備

蓄するものでございます。数量の算定につきましては、それぞれの校区人口に教職員数を加えた1食分を基準といたしております。

○鈴木司郎委員長 鈴木委員。

○鈴木達雄委員 孤立可能性の高いところということですが、配備計画の今後の計画というものがまだ継続して考えられているのかお伺いします。

○鈴木司郎委員長 大原防災対策課長。

○大原宗鑑防災対策課長 今回の補正でございますが、当面、孤立の可能性が高いところというものを優先して備蓄の計画をさせていただきました。今後、また全体を見渡しまして、必要があれば追加で備蓄するなり、また今備蓄してあるところから分散をするなり対応をしてまいりたいと思います。

○鈴木司郎委員長 鈴木達雄委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 9款1項3目の35ページ、防災行政無線保守管理事業についてであります。

戸別受信機の購入が確保されるわけでありますが、全世帯の設置状況というのは把握されておるのでしょうか。

○鈴木司郎委員長 大原防災対策課長。

○大原宗鑑防災対策課長 防災行政無線戸別受信機の一般世帯への貸与件数は、今年の9月1日現在で1万3,815台でございます。そのほかにも公共施設や事業所に貸与いたしております。9月1日現在の本市の世帯数が外国人の登録も含めまして1万7,367世帯でございますので、単純に設置率を算定いたしますと約79.5%でございます。ただし、この世帯数には先ほど申しましたけれども、外国人登録や福祉施設の入居者など、同一住居地内で複数の世帯登録をされている例もありますので、この重複世帯を世帯と考慮すれば実際の設置率はもう少し高くなると考えております。

○鈴木司郎委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 先週、議会一般質問の中で、鈴木眞澄議員さんの質問に答えた中で、特に組付き合っていないという数字が11%ぐらいあって、集合住宅を中心にしてなんていう答弁を企画部にいただいたことがありました。集合住宅の中にこの防災行政無線が設置されていない世帯というのは、かなり確率的に高いというか、設置されていないところがある、それもあのかなど、11%すべてとは言いませんけれども。

また、森議員さんも先週の一般質問の中でも防災関係で質問されました中で、防災行政無線というのが万能ではないんだというような、そんな指摘もされながら、消防長からもいろいろその後の検討についてもお話をされたわけでありましてけれども、今データ的に数字を出していただいた以外、福祉施設も除いた形で、本当に純粹にまだ付けていない世帯というのは、1割強いるだろうと私は推測しているんですけれども、1割以上ですね。その人たち、災害が起きたときにどうするんだろうと本当に不安に思うんですけれども、直ちにやっぱり把握をして、きちんと世帯を、どこのだれだれさん、どこの集合住宅に設置されていないのか、これをやはり早急に対応すべきではないでしょうか。それについての今後の計画を教えてください。

○鈴木司郎委員長 大原防災対策課長。

○大原宗鑑防災対策課長 防災行政無線を設置していない世帯の調査となりますとなかなか困難が予想されるわけでございますが、市全体として防災行政無線を設置していない家庭においては、設置をしてくださいというような啓発はすることが十分できますので、今後そのような啓発を進めていきたい、防災行政無線の重要性もお知らせしながら啓発をしていきたいなと思います。

○鈴木司郎委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 すべて行政の職員の方が、

2割から1割強の中で設置されていない世帯に対して啓発するのは当然と言えば当然なんですけれども、やはり限界もありますので、それは地域組織をやっぱりしっかりと活用して、広報もしっかり流して、その周知を徹底させる、その方策をどういうふうを考えるんだ、そここのところにかかってくると思いますので、全世帯設置できるような工夫を取り組んでいただきたいと思いますんですけども、再度確認します。もっと細かく具体的にどうやっていきたいと思いますか、その辺のところも私、回答に期待しておるわけでありましてけれども、お願いします。

○鈴木司郎委員長 大原防災対策課長。

○大原宗鑑防災対策課長 全世帯という考え方ですが、なかなか難しいところがありまして、1世帯、1世帯、調査するというのは非常に厳しいものがあると思います、今申し上げましたように。ですから、委員おっしゃいましたように、地元のご協力等もいただきながら戸別受信機の世帯の設置率を上げていくということで努力をさせていただきたいと思えます。

○鈴木司郎委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 今のご回答で一生懸命努力していただきたいと思いますんですけども、とにかく先週、鈴木眞澄議員の中で答弁にあったように、11%でしたかね、組付き合っていない集合住宅という数字を出していただいた、これは確率的に防災無線が付いていない確率、割合というんですか、高いわけですね、多分。

あと、防災無線だけが万能じゃないよということで森議員も指摘していただいております。そういうことも加味しながら、いかにこの防災行政無線というのが大切かということで、今回補充を500台されるわけですね、補正予算で。この補充をされる、備蓄活用されるわけでありましてけれども、こういうときにやはり再度チェックをして掌握をする、市内の世

帯に対してですね。もし災害があったときに、その人たちを見捨てるのかということになってしまうので、緊急かつ必要性を感じるわけでありまして。ぜひとも頑張ってやっていただきたいと思えます。

これで終わります

○鈴木司郎委員長 丸山隆弘委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

歳出9款消防費の質疑を終了します。

次に、歳出10款教育費の質疑に入ります。

質疑者、鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 それでは、10款1項3目教育指導費、学校教育研究委嘱事業、夢をはぐくむあいち・モノづくり体験事業の内容と目的、委託先を伺います。

○鈴木司郎委員長 小西学校教育課長。

○小西祥二学校教育課長 この事業の目的は、体系的にキャリア教育を進めていく上で、小学校5年、6年生を対象に働くことや学ぶことへの基礎づくりをすることにあります。

内容は、モノづくりを直接体験するとともに、モノづくりの達人から仕事に対する心構え、努力していること、小学校で学んでほしいことなどの話を聞いてモノづくりについて学びます。

新城市では、愛知県教育委員会より委嘱を受けて、庭野小学校6年生が「地域のモノづくりの達人から技と生き方を学ぼう」をテーマに、職業訓練指導員の資格を持つ大工さんを講師に迎えて実施しております。

○鈴木司郎委員長 鈴木委員。

○鈴木達雄委員 庭野小、実施しておりますということですが、その他の学校というのは予定はあるんですか。

○鈴木司郎委員長 小西学校教育課長。

○小西祥二学校教育課長 先ほどご説明の中

で少し触れさせていただきましたが、この事業そのものが愛知県教育委員会の委嘱事業を市で受けさせていただいたもので、県で1、市町村1校ということで指定されておりますので、庭野小学校をこの事業としては委嘱させていただいております。似寄りの授業は各学校で行っておりますので、それをまた成果を広めてまいりたいと思います。

○鈴木司郎委員長 鈴木達雄委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。
ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。
歳出10款教育費の質疑を終了します。
以上で、第102号議案の質疑を終了します。
これより、討論を行います。
討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。
討論を終了します。
これより第102号議案を採決します。
本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。
よって、第102号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

~~~~~  
第103号議案 平成23年度新城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）から、第105号議案 平成23年度新城市新城市民病院事業会計補正予算（第1号）までの3議案を一括議題とします。

これより質疑に入ります。  
本3議案の質疑については、通告がありませんので質疑を終了します。

これより、本3議案を一括して討論を行います。  
討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。  
討論を終了します。

これより、第103号議案から第105号議案までの3議案を一括して採決します。

本3議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、第103号議案から第105号議案までの3議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました議案のうち、補正予算案件の審査が終了しましたので、本日はここまでにとどめることとします。  
以上で、本日の予算・決算委員会を散会いたします。

次回の委員会は、明日13日、午前9時から再開をいたします。

**散会 午後3時09分**

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

予算・決算委員会委員長 鈴木司郎